# アミスルブロム (Amisulbrom)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定					
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。					
構造式	F O <sub>2</sub> S	$CH_3$ $N=$ $N=$ $N-SO_2N(CH_3)_2$				
用途	農薬/殺菌剤					
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を 作用機構は、卵菌類のミトコンドリ 阻害であると考えられている。	有する殺菌剤 ア内電子伝達系複合体ⅢのQiサイトの				
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;あずき、レタス、み、	ようが等/茎疫病、べと病、根茎腐敗病				
我が国の登録状況	大豆、ばれいしょ、トマト、きゅうり等に農薬登録がなされている。					
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。					
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.1 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠]1 年間 慢性毒性試験(イヌ・強制経口投与) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100					
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アミスルブロ	コム(親化合物)のみ。				
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。  TMDI/ADI 比 (%)  国民平均 25.3 幼小児(1~6歳) 39.5 妊婦 19.3 高齢者(65歳以上)  TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)					
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定					
答申案	別紙2のとおり。					

	1		I		参考基準値	
	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	基準値	
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
<del></del>	0.3	0.3	0			0.08(\$),0.02
八立 小豆類	0.2		申			0.02,0.03(\$)
<b>ばれいしよ</b>	0.05	0.05	0			<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
てんさい	1		申			0.18,0.42(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3		申			<0.01,0.06(\$)
だいこん類(ファインシュを含む)の葉	25		申			15.8,17.6
はくさい	10		申		. [	2.68,4.30
(Y/C).			·			(0.01, (0.01 / 0.48,
キャベツ	3		申			0.20 / 1.48(\$), 0.28
ケール	20		申			(きような参照)
こまつな	15		申			8.68,6.72
こよ フル きような	20		申			8.96,11.0(\$)
さよりな チンゲンサイ	20		申			(きような参照)
						<0.01 / <0.01 / 0.90 /
ブロッコリー	2		申			0.98(\$) / 0.46, 0.29
その他のあぶらな科野菜	20		申		.	8.82,2.34(のざわな) (きような参照)
	10		申			4.78,2.22
レタス	<del>                                     </del>					0.38,0.42(トマト)
トマト	2	2				/0.43,0.66(ミニトマト
ピーマン	3		申			0.58,1.07(\$)
なす	1		申			0.32(\$),0.14
きゆうり	0.7	0.7	0			0.17,0.21(\$)
	0.05	0.05				<0.01,<0.01
メロン類果実	0.00	0.00	<u> </u>			22.4(\$), 9.20 / 5.60,
1- 1- 1 m	30		申		-	2.91 / 9.04, 5.14
ほうれんそう	10		申			1.14,4.28(\$)
えだまめ	10			ļ —		
			申			0.02,<0.01(果肉)
みかん	0.1	1	申申		· ·	0.78,0.58
なつみかんの果実全体	2		申			(なつみかんの果実全体参
レモン	2		甲	1		(なつみかんの果実全体参
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2		#		İ	(なつみかんの果実全体を
グレープフルーツ	2 2		申申			(なつみかんの果実全体参
ライム	2		"			
フの他のかりきの短甲中	2		申			0.64(すだち)/0.41(かぼす (なつみかんの果実全体参
その他のかんきつ類果実	0.05	<del> </del>	申			<0.01,<0.01
いちご	0.03		0.申	<u> </u>		0.36/1.20/2.46(\$)/1.9
<i>ぶどう</i>		<del></del>	1	<b> </b>	1	
その他のスパイス	15		申			6.60(\$), 4.13(みかんの果)
Cox   (200 x 200 x 20						7.87,3.09(みょうが)
その他のハーブ	20	J	申	1		(きような参照)

<sup>(\$)</sup>これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

#### アミスルブロム

アミスルブロム	
食品名	残留基準値
及叩冶	nnm
小豆類(注1)	0.2
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25
はくさい	10
キャベツ	3
ケール	20
こまつな	15
きような	20
チンゲンサイ	20
ブロッコリー	. 2
その他のあぶらな科野菜注2)	20
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	10
ピーマン	3
なす	1
ほうれんそう	30
えだまめ	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	2
いちご	0.05
ぶどう	5
その他のスパイス <sup>注む</sup>	15
その他のハーブ <sup>注5)</sup>	20

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にち、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

### トリルフルアニド(TolyIfluanid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し	,				
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。					
構造式	H <sub>3</sub> C O O CH <sub>3</sub> Cl S CH <sub>3</sub>					
用途	農薬/殺菌剤					
作用機構	フェニルスルファミド系の殺菌剤 SH基阻害剤として、菌の様々な代謝を阻害することにより効果を示す。 えられている。	と考				
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請;とうがらし、高麗人参/炭疽病、灰色かび病					
我が国の登録状況	農薬登録はない。	-				
諸外国の状況	仁果果実類、ぶどう、トマト等に国際基準が設定されている。 米国においてりんご、トマト等に、EUにおいてぶどう、たまねぎ等に、ストラリアにおいてきゅうり、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶど 仁果果実類に基準値が設定されている。					
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.036 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 3.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100					
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:トリルフルアニド(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食 同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。	走品				
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。					
意見聴取の状況	平成22年2月3日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。					
答申案	別紙2のとおり。					

	<u></u>						
İ			A	<b>1069</b>	考基準	「個个	<i>IH-Ha</i> AB (D) (基) (B) (B) (B) (B)
	基準値	基準値	登録	国際		外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	ž.	<b>基準値</b>	i nnm
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	2,017/15		15			
ねぎ(リーキを含む。)	2	2.52.54		2			
トマト	3	3		3	2.0	アメリカ	
ピーマン	2	2		. 2			
その他のなす科野菜	1		IT		2.0	韓国	【0.61(韓国とうがらし)】
きゆうり(ガーキンを含む。)	1	11		1	2	オーストラリア	
その他の野菜	0.05		IT		0.2	韓国	【<0.025(#)(韓国高麗人参)】
りんご・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	F 70 37 / 5		5	5.0	アメリカ	
日本なし	5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		5	1	ニューシーラント	
西洋なし	5	5 ; 5 5 ; 5		5	1	ニューシーラント	
マルメロ	5	5		5	1	ニューシーラント	
びわ	5	5 2 2 3 3 5		5	1	ニューシーラント・	
いちご	5	5		5	3	オーストラリア	
ラズベリー	5	5 5 4 - 5		5		オーストラリア	
ブラックベリー	5	- 31.3°5		5		オーストラリア	
ブルーベリー		20	1			オーストラリア	*
ブルーベリー クランベリー	l	20 20 20 20			15		
ハックルベリー	,	20		1	15		· ·
その他のベリー類果実	0.5	1 5		0.5	15	オーストラリア	
<b>ぶどう</b>	3	3		3	11	アメリカ	
その他の果実		7,5.0.5					
ホップ	50	544 250		50	30	アメリカ	
その他のスパイス		S. 5. 0.5					
とうがらし(乾燥させたもの)	20		<u> </u>	20			<u> </u>

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

<sup>※</sup> 参考基準値のうち、韓国の基準値は、トリルフルアニドとDMSTをトリルフルアニドに換算したものの和となっているが、作物残留試験成績欄にはトリルフルアニド本体のみの残留量を記載した。

トリルフルアニド

トリルフルアニド	
食品名	残留基準値
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
ねぎ(リーキを含む。)	2
トマト	3
ピーマン	2
その他のなす科野菜 <sup>(注1)</sup>	1
きゆうり(ガーキンを含む。)	1
その他の野菜 <sup>(注2)</sup>	0.05
りんご	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	. 5
その他のベリー類果実(注3)	0.5
ぶどう	3
ホップ	50
とうがらし(乾燥させたもの)	20

(注1)「その他のなす科野菜」とは、なす 科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以 外のものをいう。

(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

# ブタミホス (Butamifos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加認	定及び暫定的な残留基準の見直し				
経緯	無介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に 設定した基準値の見直しを行うもの。					
構造式	CH <sub>3</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> —CH—NH S C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> O C	CH <sub>3</sub> NO <sub>2</sub>				
用途	農薬/除草剤					
作用機構		小管重合阻害により細胞分裂を阻害 起こして、雑草を枯死させることにより ている。				
適用作物/適用雑草等	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等。	/畑地一年生雑草等				
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ、はくさい、いちご等に農薬登録がなされている。					
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定	定されていない。				
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.008 mg/k</u> [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/ 無毒性量 0.8 mg/kg 安全係数 100	発がん性併合試験(ラット・混餌)				
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ブタミホス(新なお、現行の基準値が削除された1 同様、一律基準(0.01ppm)が適用さ	食品は、基準が設定されていない食品				
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。  国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(The					
意見聴取の状況	平成 21 年 12 月 8 日に在京大使館 平成 22 年 2 月 4 日~同年 4 月 5 E パブリックコメント手続き中	への説明を実施				
答申案	別紙2のとおり。					

					参考基準値		
	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績	
農産物名	案	現行	有無	基準	基準値	ppm	
	ppm	ppm		ppm	ppm	0.001(#), <0.001(#),	
						0.004(#) / <0.01(#),	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	0			<0.01(#)	
小豆類		0.05					
えんどう		0.05	ļ				
そら豆		~ ; 0.05				<0.005(#), <0.005(#)	
らつかせい	0.02	0.05	0			(0.003(#), (0.003(#)	
その他の豆類		0.05			<u> </u>	0.030, <0.005 /	
		,				<0.005, <0.005	
<b>ずれいしよ</b>	0.2	0.2	0			/<0.01, <0.01	
	1				i	<0.005, <0.005 / <0.005, <0.005	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.05	0			<0.003, <0.003	
かんしよ	0.01	0.2				<0.005(#), <0.005(#) /	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	0			<0.01,<0.01	
こんにやくいも	0.02	0.05	0			<0.005, <0.005	
その他のいも類		0.2					
ごいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05					
ごいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05					
かぶ類の根	1	0.05					
かぶ類の葉		0.05					
西洋わさび		0.05					
クレソン	0.01	0.05 0.05		1		<0.002(#), <0.002(#)	
はくさい	0.01	0.03				<0.001(#), <0.001(#)	
キャベツ	0.02			1	1	<0.005, <0.005	
芽キャベツ		0.05					
ケール	Į	0.05					
こまつな		0.05					
きような		0.05					
チンゲンサイ		0.05					
カリフラワー		0.05		1		<0.005(#), <0.005(#)	
ブロッコリー	- 0.02	0.05	0			- <0.005	
	0.00	0.00				<0.005, <0.005 (ひろしまな)	
その他のあぶらな科野菜	0.02			<del> </del>		(0.502.2)	
ごぼう		0.05		1			
サルシフィー	ł	0.05					
アーティチョーク		0.05					
チコリ エンダイブ		0.05				1	
エンタイン しゆんぎく		0.09		}			
		Marie Marie Marie Marie Marie				<pre>&lt;0.001(#), &lt;0.001(#) 0.002(#), &lt;0.001(#),</pre>	
	0.01	0.05	5 0			0.002(#), <0.001(#),	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01	0.00				0.005()	
その他のきく科野菜		1,55,00.00	1	+		<0.005(#), <0.005(#)	
たまねぎ	0.02	0.0	5 0	1		0.004(#), 0.003(#)	
11-0-44C		ŀ				<0.005(#), <0.005(#) (*)	
						深ねぎ) / <0.01, <0.0	
ねぎ(リーキを含む。)	0.03	0.0	5 0			(葉ねぎ) 〈0.002, 〈0.002 /	
le 1 le 2	0.03	0.0	5 0			<0.002, <0.002	
にんにく	0.0					<0.01, <0.01	
にら アスパラガス	0.0	3.77	× .			<0.01, <0.01	
	5.5.	Line and all the family	_				
わけぎ	0.0	5 0.0	5 0	1		<0.01, <0.01(葉ねぎ	
その他のゆり科野菜	0.0					(0.01, <0.01(らっきょ	
<u> </u>						0.008(#), 0.005(#) / 0.027(#), 0.004(#) /	
	0.0	3 0.0	5 0			0.027(#), 0.004(#) /	
にんじん	0.0	0.0					

	<u> </u>			参考基準値	<u> </u>	
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	— 作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
パセリ	0.02		0			<0.005, <0.005
セロリ		0.05				
みつば その他のせり科野菜	0.05	0.05 0.05	0			(2.22 12.21 (1).11
トマト	0.03		0			(0.01, (0.01 (せり)
ピーマン		0.05	0			0.003(#), 0.001(#) <0.01, <0.01
[, ,			)			<0.005(#), <0.005(#) /
なす。	0.02		Ó			<0.005(#), <0.005(#)
その他のなす科野菜	0.05	0.05	O			(ピーマン参照)
きゆうり(ガーキンを含む。)	0.02	0.05	0	·		<0.005, <0.005 / <0.005, <0.005
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01	0.05	Ŏ			<0.003, <0.003
しろうり		0.05				, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
すいか	0.01	0.05	0	ļ		<0.001(#), <0.001(#) /
	0.01	0.03	<i>.</i>			<0.001(#), <0.001(#) <0.001(#), <0.001(#) /
メロン類果実	0.05	1 1	0			<0.01, <0.01
まくわうり その他のうり科野菜	0.00	0.05				
	0.02		0_			<0.005, <0.005 (とうがん)
ほうれんそう たけのこ		0.05 0.05				
オクラ		0.05		,		
しようが		0.05				
		11 - 14 A				
						<0.005(#), <0.005(#) († <sub>1</sub>
		1				かご)
						く0.005 / く0.005 (うど) く0.002, く0.002 (くわい)
その他の野菜	0.02		0	-		(0.005, (0.005 (わらび)
みかん	·	0.05				
なつみかんの果実全体 レモン		0.05				
  オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.05 0.05				
グレープフルーツ		0.05				
ライム		> 0:05				
その他のかんきつ類果実		0.05				
びわ		0.05				
<b>b</b> b		0.05				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)		0.05	İ			
つめ  おうとう(チェリーを含む。)	·	0.05				
		7.00		-		<0.001(#), 0.021(#) /
いちご	0.05	0.05	0			(0.01, (0.01
ラズベリー				•		,
ブラックベリー ブルーベリー		0.05				
クランベリー						
ハックルベリー		0.05				•
その他のベリー類果実		0.05				
ぶどう		0.05				
キウィー		0.05		-		
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
その他のスパイス		0.05				
					1	
その他のハーブ	0.05	0.05	0	ĺ		〈0.01, 〈0.01(葉ねぎ)
C 10						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

	残留基準値
食品名	l
	ppm
らつかせい	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしよ	0.01
こんにやくいも	0.02
はくさい	0.01
キャベツ	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜注1)	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.03
にんにく	0.01
(L)	0.05
アスパラガス	0.05
その他のゆり科野菜注2)	0.05
にんじん	0.03
パセリ	0.02
その他のせり科野菜注3)	0.05
トムト	0.02
ピーマン	0.05
なす	0.02
その他のなす科野菜 注4)	0.05
きゆうり(ガーキンを含む。)	0.02
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01
すいか	0.01
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.02
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	0.02
いちご	0.05
その他のハーブ <sup>注7)</sup>	0.05
魚介類	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは,なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、 クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロ リの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※芽キャベツ及びまくわうりについては、現行 基準が削除される。

### イプロベンホス(Iprobenfos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加	設定及び暫定的な残留基準の見直し
経緯	魚介類への基準設定の要請があり 設定した基準値の見直しを行うもの	り、併せてポジティブリスト制度導入時に か。
構造式	CH <sub>2</sub> -S	) P[OCH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> ] <sub>2</sub>
用途	農薬/殺菌剤、スクミリンゴガイ駆	除剤
作用機構		を阻害することにより細胞膜を損傷させ れている。また、本剤はスクミリンゴガイ 認されている。
適用作物/適用病害虫等	│ │稲/いもち病、紋枯病、小粒菌核類 │	<b>病、スクミリンゴガイ</b>
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。	
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設	定されていない。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.035 mg/ [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/ 無毒性量 3.54 mg/ 安全係数 100	´発がん性併合試験(ラット・混餌)
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:イプロベンオ	トス(親化合物)のみ。
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。  国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(Th	TMDI/ADI比 (%) 3.5 5.9 2.9 3.5
意見聴取の状況	平成 22 年 2 月 3 日に在京大使館 今後、パブリックコメント及び WTO	への説明を実施
答申案	別紙2のとおり。	

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無	国際 基準 ppm	参考基準値 外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
* 魚介類	0.2	0.2	0			0.002,0.003,0.003,0.011,0.019/ 0.007(#),0.003(#),0.009(#),0.024 (#),0.020(#)/ 0.007,0.08,0.035(#)/ 0.130(#),0.010(#)/ 0.042(#)/ 0.004,0.010,0.012,0.034(\$)/ 0.010(#),0.006(#),<0.005(#)/ 0.011(#),0.014(#),<0.005(#)/ 0.036(#),0.012(#)/ 0.087(#),0.039(#),0.120(#),0.034 (#)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。 答申 (案)

(別紙2)

イプロベンホス	
食品名	残留基準値
	ppm
米	0.2
魚介類	0.3

# フルアクリピリム(Fluacrypyrim)

審議の対象	農薬の食品中の暫定的な残留基準の見直し				
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。				
構造式	$F_3C \underset{N}{\swarrow} N$				
用途	農薬/殺虫剤(殺ダニ剤)				
作用機構	各種ハダニに対して殺ダニ活性を示す。 作用機構は、ミトコンドリアにおける電子伝達系酵素複合体Ⅲの阻害による呼吸阻害作用であると推察される。				
適用作物/適用病害虫等	りんご、なし、かんきつ/リンゴハダニ、ミカンハダニ等				
我が国の登録状況	りんご、なし、かんきつに農薬登録がなされている。				
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。				
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.059 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100				
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルアクリピリム(親化合物)のみ。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品 同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。				
•	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 TMDI/ADI比				
		(%)			
暴露評価	国民平均	2.7			
X 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	幼小児(1~6歳)	9.1			
	妊婦 高齢者(65歳以上)	2.3			
	TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)				
意見聴取の状況	平成 22 年 2 月 3 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定				
<b>答申案</b>	別紙2のとおり。				

				参考基準値		
1	基準値	基準値	登録	国際	外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	基準值	
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
みかん	0.05	0.1	0	·		0.012,0.017/ 0.005(#),0.008(#)
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	0			0.20,0.15
レモン	0.5	. 0.5				(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	. 0.5	0	i i		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.5					(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.5	0.5				(なつみかんの果実全体参照) 0.159(すだち), 0.017(かぼす) (なつみかんの果実全体参
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5	0			照)
りんご	2	2	0		44	0.435,0.578(#)
日本なし	2	2		ŀ		0.286,0.071/0.26/0.66(\$)
西洋なし	2	2	0			(日本なし参照)
マルメロ		$ \cdot \cdot\cdot \cdot 2$				
ネクタリン		2				
かき		2				
バナナ		2				
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2 19				
グアバ	1	2				
マンゴー		2				
パッションフルーツ		- 2		L		<u> </u>
その他のスパイス	5	0.5	0			1.30,2.98/1.48(#), 1.52(#)(みかんの果皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

フルアクリピリム

21000000	
食品名	残留基準値
	ppm
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>(注1)</sup>	0.5
りんご	2
日本なし	
西洋なし	2 2
その他のスパイス <sup>(注2)</sup>	5

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。